

平成24年9月14日

東京電力株式会社による交通費の賠償について

1. 交通費が対象となる主な費用項目及び支払金額

	対象となる費用項目	支払金額 (自家用車の場合)	支払可能な利用回数 の目安
①	避難費用 (避難先の変更に伴う 移動を含む)	<<福島県内移動>> 原則、1人につき片道1回5,000円 ※5,000円を超える場合は個別協議	①・②合計で10回 まで支払い ※それを超える場合は事 情を申告して個別協議
②	帰宅費用		
③	一時立入(一時帰宅) 費用	<<県外移動>> 移動元と移動先の県単位で決定 (例1) 福島県-岩手県 車1台につき片道1回19,000円	月1回を目安として 支払い ※それを超える場合は事 情を申告して個別協議
④	別々の場所に避難し た家族間の移動費用	(例2) 福島県-埼玉県 車1台につき片道1回11,000円	必要かつ合理的な範 囲で支払い

注1. 請求に際し、基本的には添付書類は不要

注2. 上表は平成24年5月までの移動に係る取り扱い(6月以降は未定)

2. 必要に応じた確実な支払い

上記支払可能な利用回数の目安を超えた利用を行った場合でも、個別の事情を確認したうえで必要かつ合理的な範囲で支払いを実施

3. 迅速な支払い

<<支払いに係る東京電力株式会社側手続きの平均所要日数>>

平成23年11月 41.6日 ⇒ 平成24年8月 26.2日

4. 支払い率の改善

平成24年3月末 50.6% ⇒ 平成24年8月末 74.2%

※支払い率：支払件数／請求件数

5. 請求手続きの簡素化

- ・当初に較べ、請求書類のページ数・記入分量を大幅に削減

《請求書全体の分量》

第1回請求：60ページ ⇒ 第4回請求：32ページ

- ・一部の損害について請求時の証憑添付を省略

6. 包括請求方式の導入

警戒区域等が再編された地域からの避難者に対し、避難生活等による精神的損害、就労不能損害及び避難・帰宅等に係る費用について、一定期間に発生する損害に対する賠償金を包括してお支払いすることにより、将来分も先払いする方式を9月目途に導入予定

(賠償対象期間：避難・帰宅等に係る費用の場合)

- ・帰還困難区域：平成24年6月1日～平成29年5月31日（5年間）
- ・居住制限区域：平成24年6月1日～平成26年5月31日（2年間）
- ・避難指示解除準備区域：平成24年6月1日～平成25年5月31日（1年間）

※ 賠償内容については今後変更となる可能性がありますので、最新の内容については東京電力株式会社へご確認ください。

《問い合わせ先》

東京電力株式会社 福島原子力補償相談室（コールセンター）

電話：0120-926-404（受付時間：9時～21時 年中無休）